日常生活用具貸出事業について

社会福祉協議会では、車椅子・松葉杖 ・バランスステッキ・歩行器の貸出を しています。



■対象者

- Oけがなどにより、 用具を必要とする方
- ○介護保険での福祉用具貸与ができない方

(当会の貸出事業は、介護保険の福祉用具貸与を優 先していただいています。)

■期 間

口3ヶ月

(やむを得ず3ヶ月を過ぎても使用する際は、再申請をしていただきます。)

■料 金 無 料





| ■栄町社会福祉協議会 95-1100 | 住所 | 栄町 |
|-------------------------|-----|------|
| ■FAXダイヤル | | フリガナ |
| FAX 0476-95-3456 | 氏名 | |
| (車いす・松葉杖・バランスステッキ)希望に〇を | 連絡先 | |